

土木工事請負契約における 設計変更等ガイドライン

設計変更手続きの明確化

平成31年4月
八千代市

設計変更ガイドライン目次

1. 設計変更ガイドライン策定の背景 (P2)

- (1) 土木請負工事の特性
- (2) 発注者・受注者の留意事項
- (3) 設計変更の現状
- (4) 適切な設計変更の必要性
- (5) ガイドライン策定の目的
- (6) 設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ

2. 設計変更が不可能なケース (P5)

◆基本事項

3. 設計変更が可能なケース (P6)

◆基本事項及び留意事項

- (1) 図面, 仕様書, 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合(契約書第19条第1項第1号)
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合(契約書第19条第1項第2号)
- (3) 設計図書の表示が明確でない場合(契約書第19条第1項第3号)
- (4) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合(契約書第19条第1項第4号)
- (5) 設計図書に明示されていない施工条件について予想することができない特別な状態が生じた場合(契約書第19条第1項第5号)
- (6) 工事中止の場合(契約書第21条)
- (7) 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの
- (8) 受注者からの請求による工期の延長
- (9) 発注者の請求による工期の短縮

4. 設計変更手続きフロー (P19)

5. 設計変更に関わる資料の作成 (P20)

6. 条件明示について (P22)

7. 指定・任意の使い分け (P25)

◆基本事項及び留意事項

8. 参考資料 (P27)

別添. 違算防止のための留意事項 (P42)

1. 設計変更ガイドライン策定の背景

(1) 土木請負工事の特性

○土木工事では、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。

○当初積算時に予見できない事態、例えば土質・湧水等の変化に備え、その前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。

(2) 発注者・受注者の留意事項

発注者は
設計積算にあたって、平成14年3月28日付通知「条件明示について」に記載されている工事内容に係る項目については、「6. 条件明示について」を参考に条件明示するよう努めること。

受注者は
工事の着手にあたって設計図書を照査し、着手時点における疑義を明らかにするとともに、施工中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し進めることが重要である。

工事に必要な関係機関との調整、住民合意、用地確保、法定手続などの進捗状況を踏まえ、現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により、適切に設計図書を作成し、積算内容との整合を図る。

『発注関係事務の運用に関する指針』P4抜粋

(3) 設計変更の現状

～次のような業界からの意見がみられる～

工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)
国土交通省 関東地方整備局より参照

<設計成果>

○設計と現場があっていない。現場に即した設計としてほしい。

<発注時の条件整備>

○関係機関との協議が整ってから発注してほしい。

<条件明示>

○施工上影響がある条件については条件明示をしてほしい。

○施工条件を明示し、施工条件に変更が生じたら適切な設計変更をしてほしい。

<照査の範囲外>

○照査の範囲を超える設計変更の業務に対して対価を支払ってほしい。

<設計変更>

○設計変更に伴う増加費用として、一体性のある工事であれば、30%を超える増加費用の変更を認めてほしい

<一時中止>

○工事中止時の増加費用を適切に見込んでほしい。

○設計変更: 契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示すること

○契約変更: 契約内容に変更の必要が生じた場合、当該受注者との間において、既に締結されている契約内容を変更すること

(4) 適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されているとともに、「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに、必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

また、『変更増額の範囲は、「請負金額の30パーセント」を超えない範囲とする。これを超える場合、現に施工中の工事等と分離して施工することが困難な場合を除き、別の契約として締結する。』とされているが、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においても、一体施工の必要性から分離発注できないものについては、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。(但し、変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合は追加する前に事業担当課に報告を行うこと。)この場合において、特に、指示等で実施が決定し、施工が進められているにも関わらず、変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない、もしくは、設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

(5) ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、受発注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。

(6) 設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ

契約の一事項として扱うこととし、特記仕様書へその旨記載する。
詳細は、P28参照。

2. 設計変更が不可能なケース

【基本事項】

◆下記のような場合においては、原則として設計変更できない。

1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断し施工を実施した場合
2. 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合
3. 受注者自らの都合で行う施工方法や材料等について、監督職員の「承諾」を得て施工した場合
4. 工事請負契約書・八千代市土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に定められている所定の手続きを経していない場合（契約書第19条～25条，共通仕様書1-1-13～1-1-15）
5. 正式な書面によらない事項（口頭のための指示・協議等）の場合

※契約書第27条（臨機の措置）については別途考慮する。

承諾：受注者自らの都合により施工方法等について監督職員に同意を得るもの

⇒ 設計変更不可

協議：発注者と書面により対等な立場で合意して発注者の「指示」によるもの

⇒ 設計変更可能

3. 設計変更が可能なケース

【基本事項】

◆下記のような場合には設計変更が可能である。

1. 仮設(任意仮設を含む)において、条件明示の有無に係わらず当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合。
(ただし、所定の手続きが必要。)
2. 当初発注時点で想定している工事着手時期に、受注者の責によらず、工事着手出来ない場合。
3. 所定の手続き(「協議等」)を行い、発注者の「指示」によるもの。
(「協議」の結果として、軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。)
4. 受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える作業を実施する場合。
5. 受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。

【留意事項】

◆設計変更にあたっては下記の事項に留意し受注者へ指示する。

1. 当初設計の考え方や設計条件を再確認して、設計変更「協議」にあたる。
2. 当該事業(工事)での変更の必要性を明確にし、設計変更は契約書第20条にもとづき書面で行う。
(規格の妥当性、変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。)
3. 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期末に行うことをもって足りる。軽微な設計変更とは次に掲げるもの以外のものをいう。
 - ①構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの。
 - ②変更見込金額が請負金額の20%又は4,000万円を超えるもの。
4. 指示書へ概算金額の記載を行う。ただし、以下の事項を条件とする。
 - ①発注者は、概算金額を指示書に記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載することとする。
 - ②記載する概算金額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。
 - ③概算金額の算出条件を明確にする。※具体的な記載の運用については次頁に記載する。

■ 先行指示書等への概算額の記載方法

設計変更を行う為、契約変更に先だって指示を行う場合は、指示書にその内容に伴う増減額の概算額を記載する。受注者からの協議により変更する場合においても同様にその内容に伴う増減額の概算額を記載する。

ここで記載する概算額は、「参考値」であり、契約変更額を拘束するものではない。

また、緊急的に行う場合または何らかの理由により概算額の算定に時間を要する場合があります、そのような場合は、「後日通知する」ことを添えて指示を行うものとする。

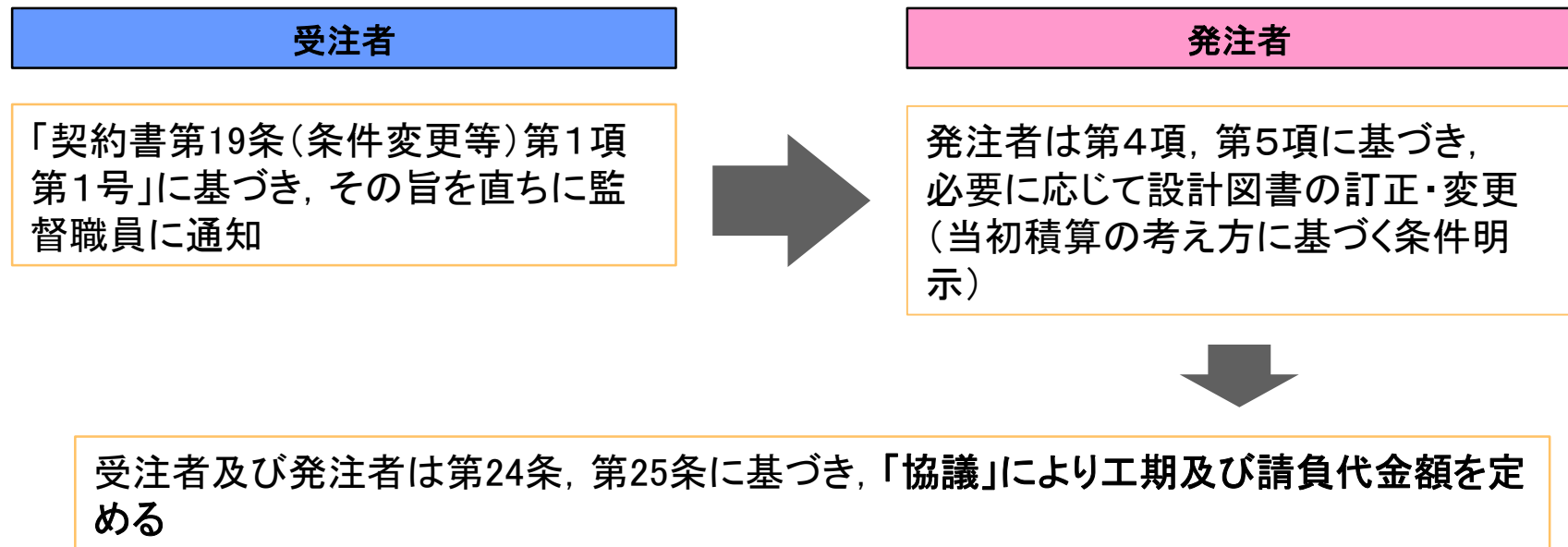
【発注者からの先行指示，協議による指示】

1. 発注者から指示を行い、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合は、必ず書面（指示書等）にて指示を行う。
受発注者間の協議に基づき、契約変更手続きを行う前に受注者へ作業を行わせる場合も同様とする。
2. 指示書には、変更内容による変更見込み概算額を記載することとし、記載できない場合にはその理由を記載する。
3. 概算額については、契約金額ベースで記載するまた、必要に応じて概算額の算出条件等について明示する。
4. 概算額は、十万円単位を基本（十万円以下の場合は一万円単位）とする。

(1) 設計図書が互いに一致しない場合の手続き

(契約書第19条第1項第1号) <設計変更可能なケース>

○図面, 共通仕様書, 特記仕様書等設計図書の構成文書の優先順位について規定がない場合に, もし, 図面と仕様書が一致しないときには, 受注者としては, どちらに従って施工すべきかわからないことになる。この場合, 発注者に確認して, 設計図書を訂正してもらうべきである。



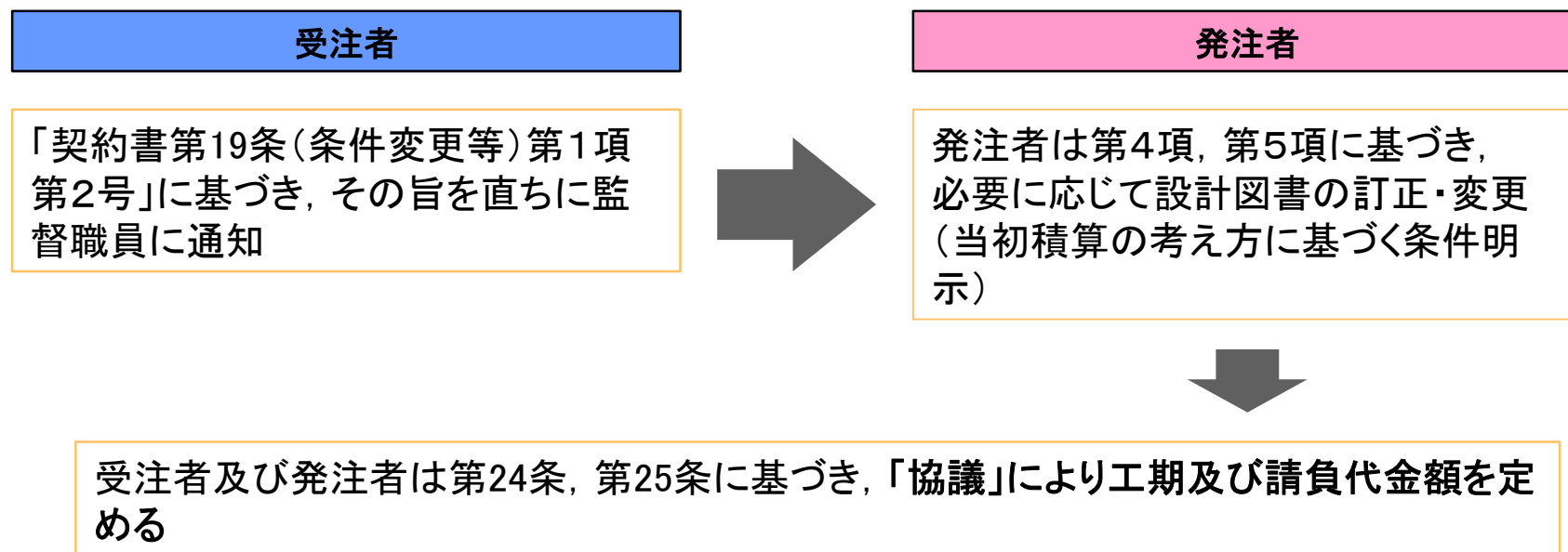
ex. 図面, 仕様書, 現場説明書及び現場説明に対する質疑回答書が一致しない場合(これらの優先順位が定められている場合を除く)

- ア. 図面と仕様書の材料寸法, 数量等の記載が一致しない場合
- イ. 平面図と断面図の寸法, 材料名等の記載が一致しない場合

(2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

(契約書第19条第1項第2号) <設計変更可能なケース>

○受注者は、信義則上、設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり、発注者は、それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また、設計図書に脱漏がある場合には、受注者としては、自分で勝手に補って施工をつづけるのではなく、発注者に確認すべきであり、発注者は、脱漏があった場合には脱漏部分を訂正する必要がある。

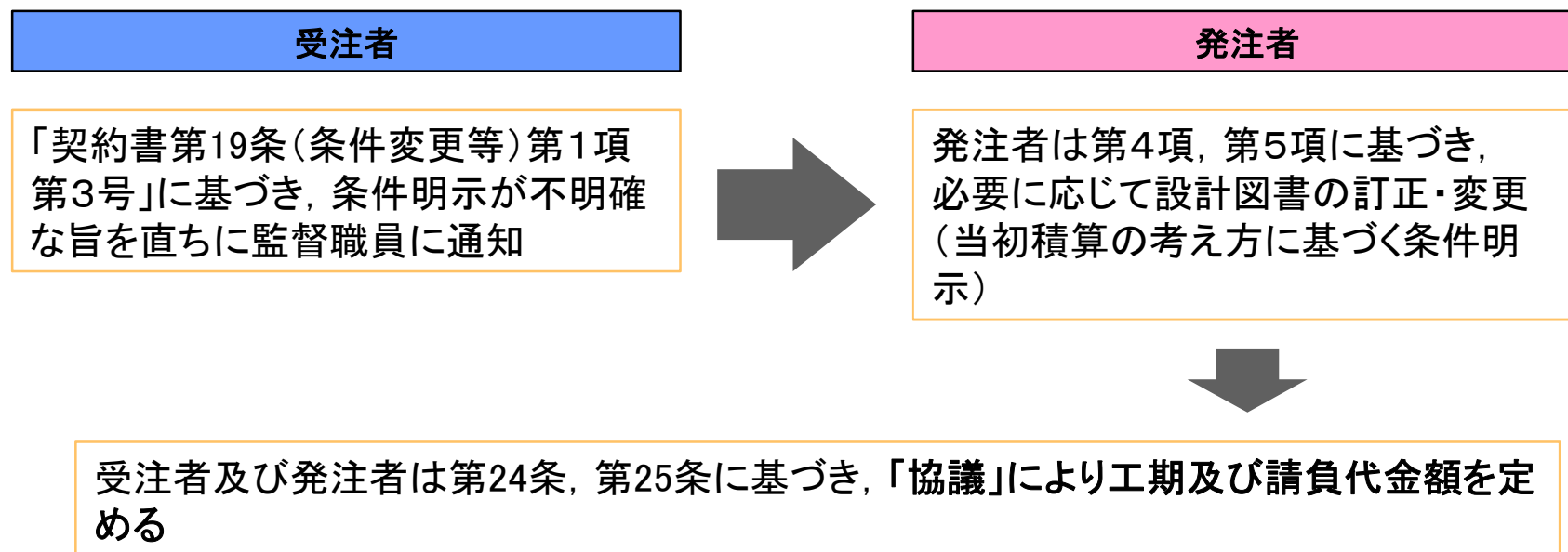


- ex. ア. 条件明示する必要がある場合にも係わらず, 土質に関する一切の条件明示がない場合
イ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず, 地下水位に関する一切の条件明示がない場合
ウ. 条件明示する必要がある場合にも係わらず, 交通整理員についての条件明示がない場合

(3) 設計図書の表示が明確でない場合の手続き

(契約書第19条第1項第3号) <設計変更可能なケース>

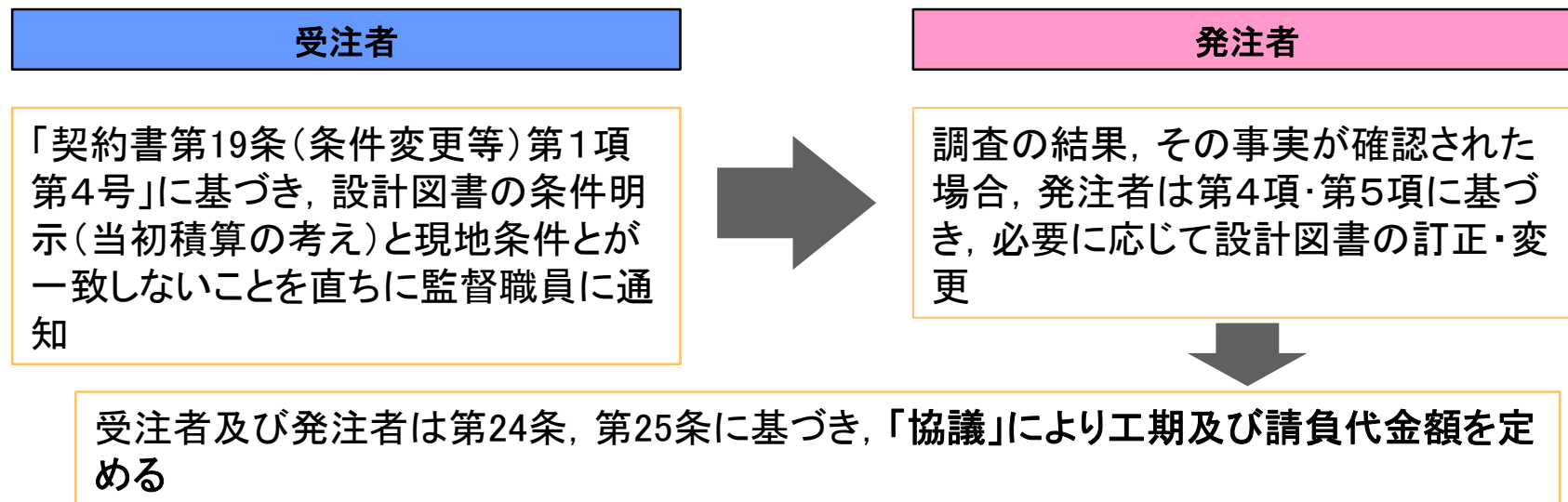
○設計図書の表示が明確でないことは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の工事施工にあたってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても、受注者が勝手に判断して、施工することは不適當である。



- ex. ア. 土質柱状図は明示されているが, 地下水位が不明確な場合
イ. 水替工実施の記載はあるが, 作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

(4) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と 実際の工事現場が一致しない場合の手続き (契約書第19条第1項第4号) <設計変更可能なケース>

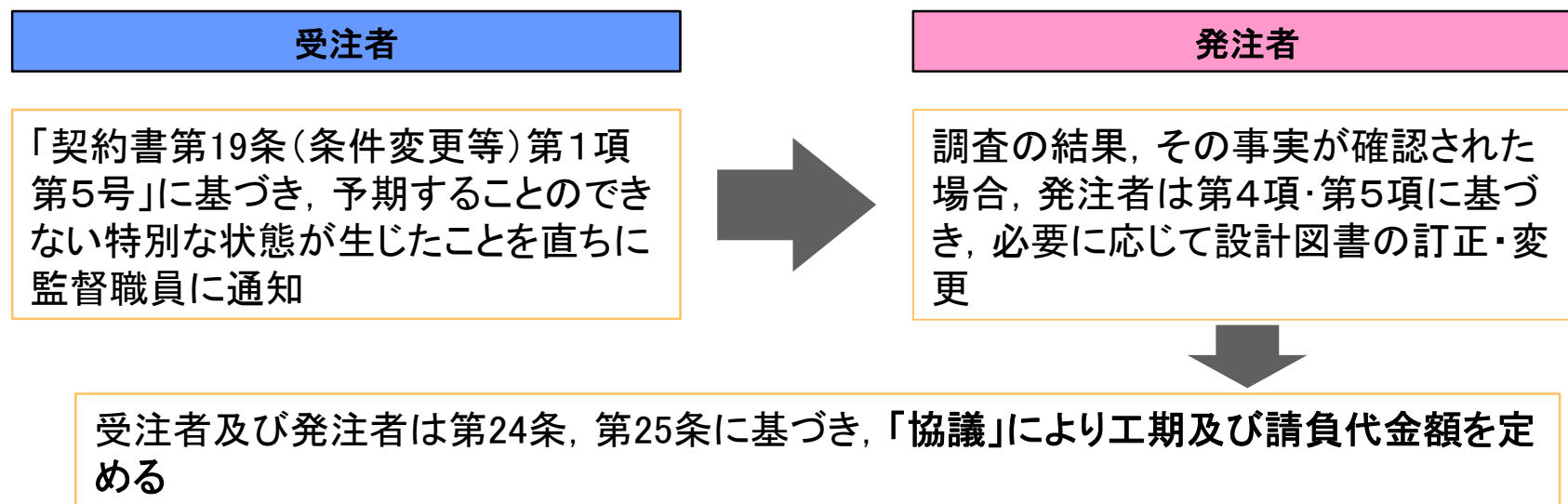
○自然的条件とは、例えば、掘削する地山の高さ、埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状、地質、湧水の有無又は量、地下水の水位、立木等の除去すべき物の有無。
また、人為的な施工条件の例としては、地下埋設物、地下工作物、土取(捨)場、工事用道路、通行道路、工事に関係する法令等が挙げられる。



- ex. ア. 設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
イ. 設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
ウ. 設計図書に明示された交通誘導員の人数等が規制図と一致しない場合
エ. 前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合
オ. その他、新たな制約等が発生した場合

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合の手続き (契約書第19条第1項第5号) <設計変更可能なケース>

○当初は予期することができなかったために設計図書に施工条件として定められていなかったが、事後的に特別な状態が生じた場合が該当する。(設計図書に明示された施工条件が実際の工事現場の状況と異なる場合については、第4号とする。)



ex. 自然的な施工条件の例

- ア. 施工範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要となった場合
- イ. 施工中に地下障害物が発見され、撤去が必要となった場合

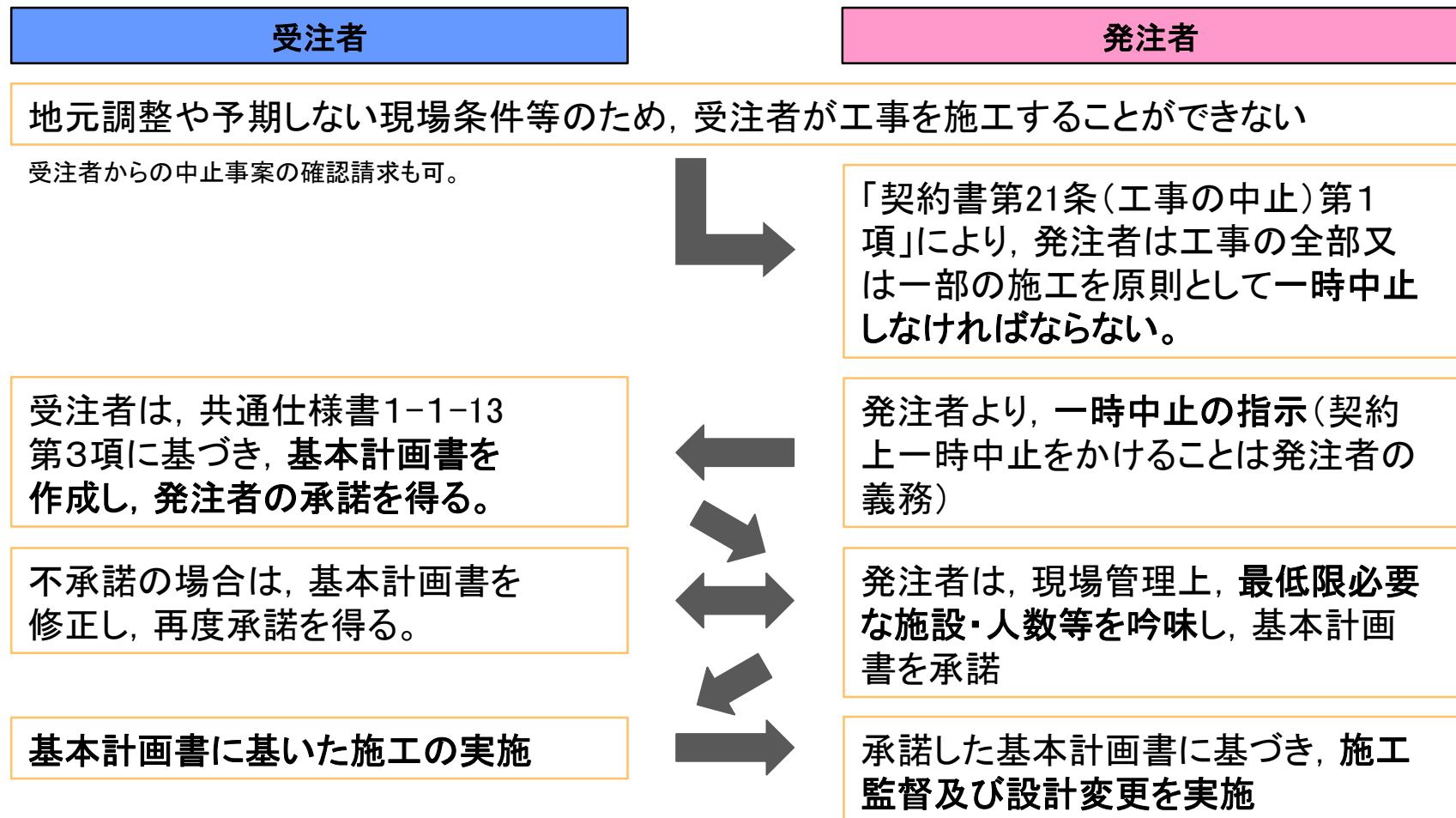
特殊な施工条件の例

- ア. 酸欠又は有毒ガスの噴出等がある場合
- イ. 予想し得なかった騒音規制、交通規制等のほか、埋蔵文化財の発見や住民運動、環境運動、テロリスト等による実力行使を伴う事業の妨害など

(6) 工事中止の場合の手続き

(契約書第21条) <設計変更可能なケース>

○受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状況が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き
(千葉県県土整備部制定の「工事一時中止に係るガイドライン(最新版)」参照)



ex.

- ア. 設計図書に工事着工時期が定められた場合, その期日までに受注者の責によらず
施工できない場合
- イ. 警察, 河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合
- ウ. 管理者間協議の結果, 施工できない期間が設定された場合
- エ. 受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合
- オ. 設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため, 施工できない場合
- カ. 予見できない事態が発生した(地中障害物の発見等)場合
- キ. 工事用地の確保が出来ない等のため工事を施工できない場合
- ク. 設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続
けることが困難な場合
- ケ. 埋蔵文化財の発掘又は調査, その他の事由により工事を施工できない場合

(7)「設計図書の照査」の範囲をこえるもの

＜設計変更可能なケース＞

1. 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
2. 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし、当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。
3. 現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
4. 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
5. 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
6. 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるもの。(標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲をこえるものとして扱う)。

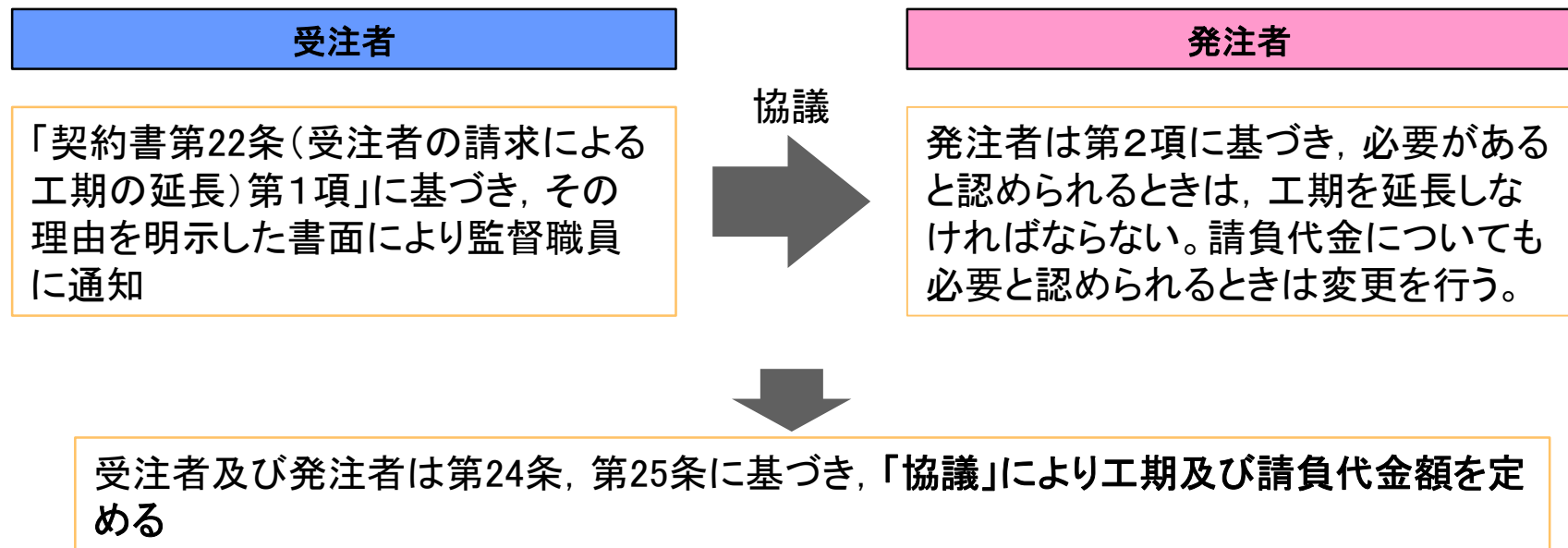
7. 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
8. 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
9. 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構計図面作成。
10. 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
11. 設計根拠まで遡る見直し, 必要とする工費の算出。
12. 舗装修繕工事の縦横断設計(当初の設計図書において縦横断面図が示されており, その修正を行う場合とする。なお, 設計図書で縦横断図が示されておらず共通仕様書「14-4-3路面切削工」「14-4-5切削オーバーレイ工」「14-4-6オーバーレイ工」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる)。

(注)なお, 適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については, 受注者の費用負担によるものとする。
詳細については, 千葉県県土整備部制定の「設計照査ガイドライン(最新版)」を参照。

(8) 受注者からの請求による工期の延長

(契約書第22条) <設計変更可能なケース>

○受注者は、天候の不良、関連工事の調整協力、その他受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、発注者へその理由を明示した書面により工期延長変更を請求することができる。

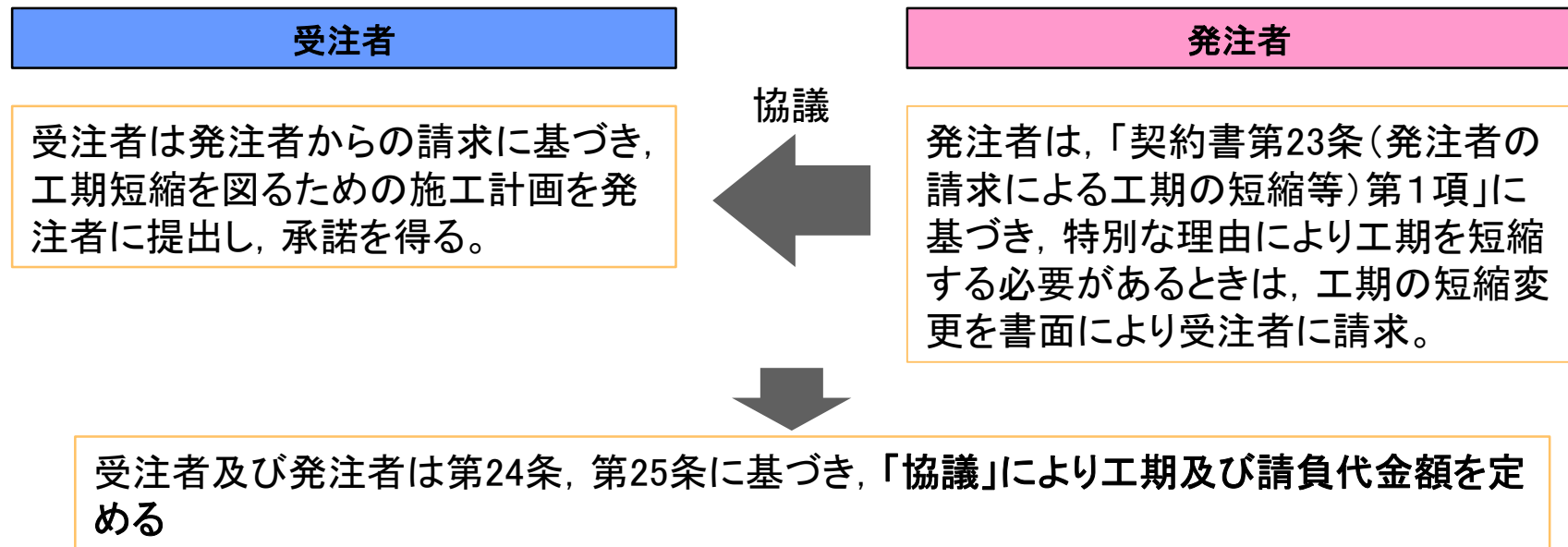


- ex. ア. 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき、工期の延長が生じた場合
イ. 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり、工期の延長が生じた場合
ウ. その他受注者の責めに帰することができない事由により工期の延長が生じた場合

(9) 発注者の請求による工期の短縮

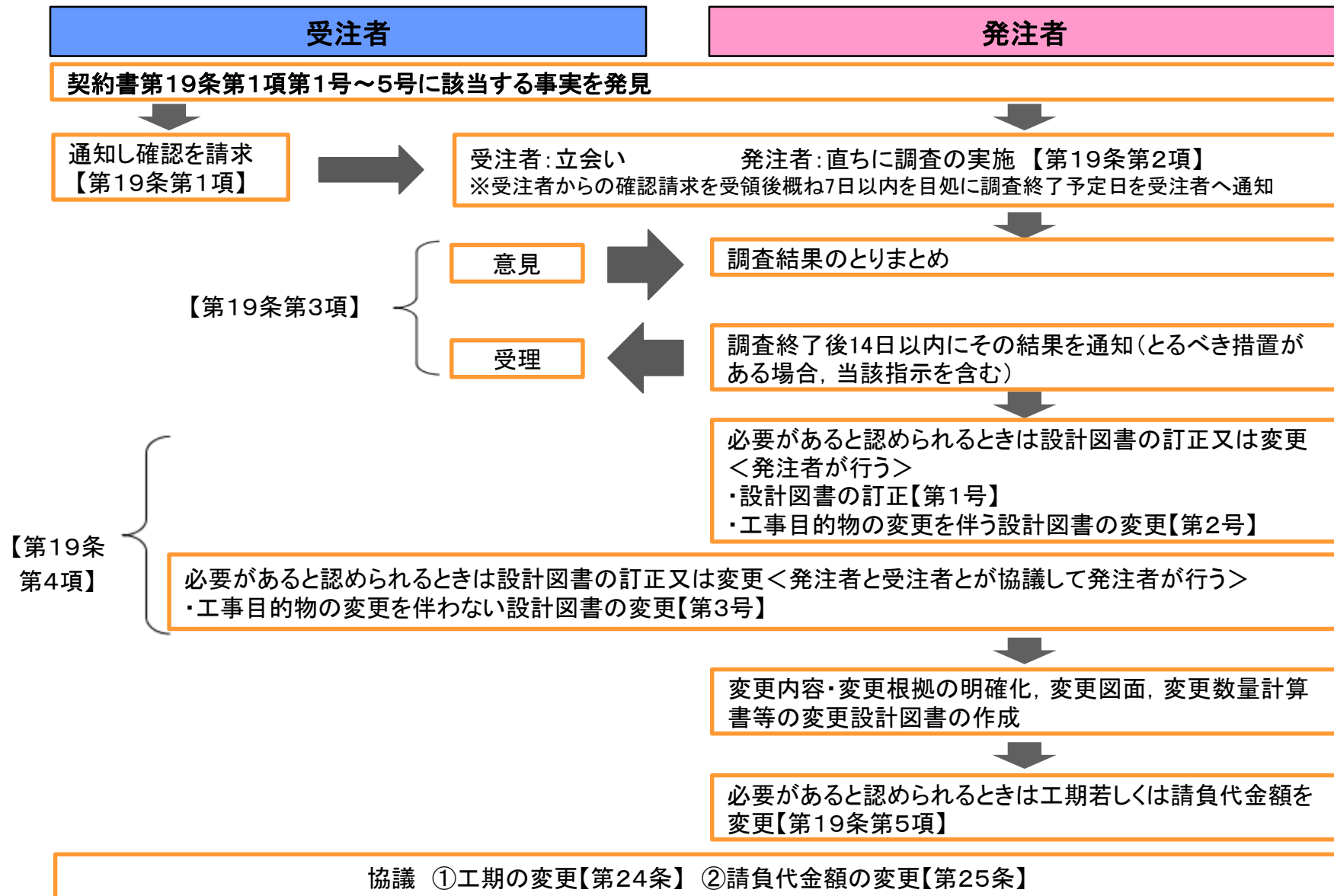
(契約書第23条) <設計変更可能なケース>

○発注者は、特別な理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。



- ex. ア. 工事一時中止にともない工期延長が予想され、工期短縮が必要な場合
イ. 関連工事等の影響により、工期短縮が必要な場合
ウ. その他の事由(地元調整, 関係機関調整など)により工期の短縮が必要な場合

4. 設計変更手続きフロー

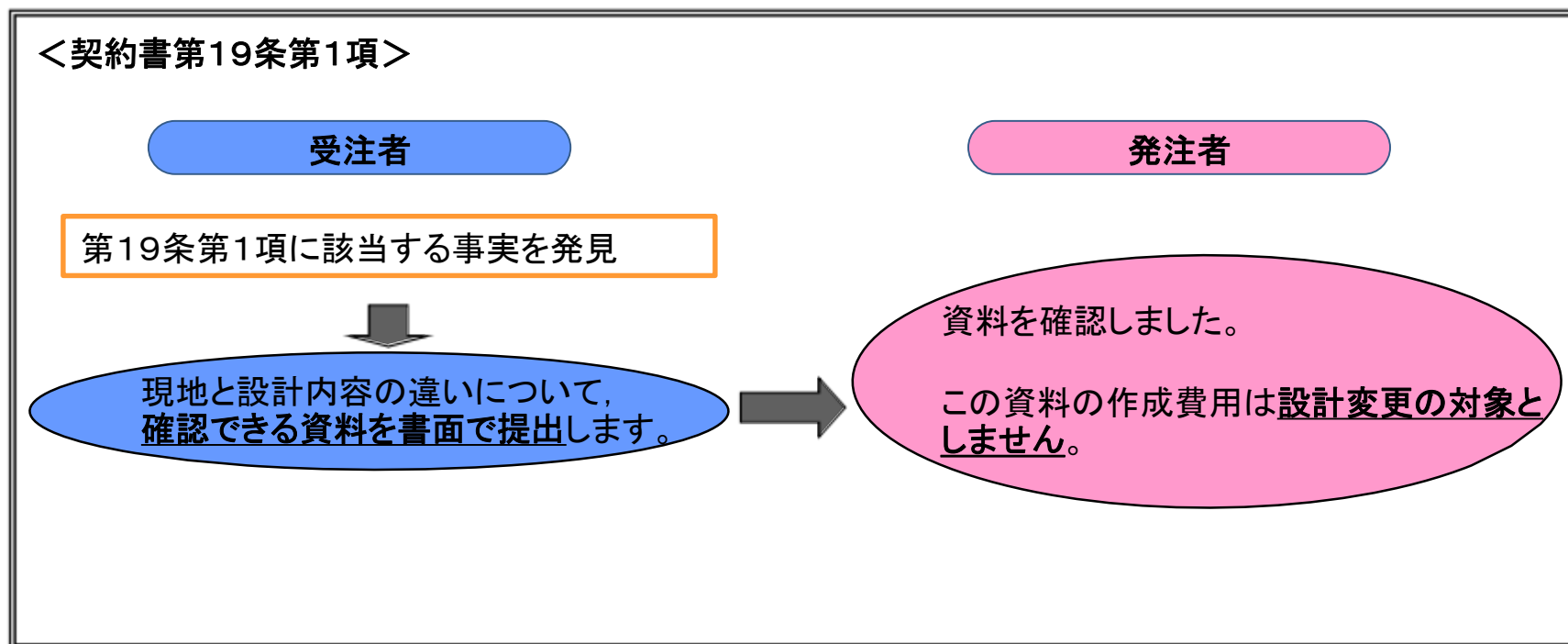


5. 設計変更に関わる資料の作成

設計変更に関わる資料の作成についての具体的対応方法

1) 設計照査に必要な資料作成

受注者は、当初設計等に対して「工事請負契約書」第19条第1項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。



2) 設計変更に必要な資料作成

「工事請負契約書」第19条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、「工事請負契約書」第19条第4項に基づき発注者が行うものであるが、受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。

- ① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
- ② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
- ③ 発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
- ④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
- ⑤ 増加費用の算定は、設計業務等標準積算基準書を基本とする。

<契約書第19条第4項>

受注者

発注者

設計図書の訂正又は変更は発注者が行います。

～ 設計変更するために必要な資料の作成を依頼するときは ～

設計変更が必要な内容について、受発注者間で確認
必要な資料の作成について協議し、発注者が受注者に具体的な作業を指示

設計変更に関わる資料を作成したので提出します。

資料を確認しました。

この資料の作成費用は
設計変更の対象とします。

6. 条件明示について

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約図書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

なお、条件明示等に不足が生じないよう、「条件明示について」平成14年3月28日国官技第369号通知を参照。P40～41)を原則活用し記載漏れがないようチェックすること。

明示項目	明示事項
工程関係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法。 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期。 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲。 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期。 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間。 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。
用地関係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期。 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容。 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等。

明示項目	明示事項
公害関係	1. 工事に伴う公害防止(騒音, 振動, 粉塵, 排出ガス等)のため, 施工方法, 建設機械・設備, 作業時間等を指定する必要がある場合は, その内容。 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は, その内容, 期間。 3. 濁水, 湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は, その内容(処理施設, 処理条件等)。 4. 工事の施工に伴って発生する騒音, 振動, 地盤沈下, 地下水の枯渇等, 電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は, 事前・事後調査の区分とその調査時期, 未然に防止するために必要な調査方法, 範囲等。
安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は, その内容, 期間。 2. 鉄道, ガス, 電気, 電話, 水道等の施設と近接する工事での施工方法, 作業時間等に制限がある場合は, その内容。 3. 落石, 雪崩, 土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は, その内容。 4. 交通誘導員, 警戒船及び発破作業等の保全設備, 保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は, その内容。 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として, 換気設備等が必要な場合は, その内容。
工事用道路関係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1)工事用資機材等の搬入経路, 使用期間, 使用時間帯等に制限がある場合は, その経路, 期間, 時間帯等。 (2)搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は, その処置内容。 2. 仮道路を設置する場合 (1)仮道路に関する安全施設等が必要である場合は, その内容, 期間。 (2)仮道路の工事終了後の処置(存置又は撤去)。 (3)仮道路の維持補修が必要である場合は, その内容。
仮設備関係	1. 仮土留, 仮橋, 足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は, その内容, 期間, 条件等。 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は, その構造及びその施工方法。 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は, その内容。

明示項目	明示事項
建設副産物関係	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの距離、時間等の処分及び保管条件。 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容。 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場等の処理条件。なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件。
工事支障物件等	1. 地上、地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等。 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等。
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等。 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容。
その他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等。 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等。 3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等。 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件。 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容。 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容。 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期。 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等。

7. 指定・任意の使い分け

【基本事項】

指定・任意については、適切に扱う必要がある。

1. 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
2. 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても原則として設計変更の対象としない。
3. ただし、指定・任意ともに当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。

【留意事項】

◆ 指定・任意の使い分けにおいては下記の事項に留意する。

1. 仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。
2. 発注者（監督者）は、任意の趣旨を踏まえ、適切な対応をするように注意が必要。
※任意における下記のような対応は不適切
 - ・〇〇工法で積算しているので、「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
 - ・標準歩掛かりではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
 - ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう対応。

ただし、任意であっても、当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は、設計変更を行う。

◎発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

■自主施工の原則

契約書第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲

契約書第1条第3項

仮設、施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

【指定と任意の考え方】

	指 定	任 意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的には指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意（施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする
その他	<指定仮設とすべき事項> ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設	

8. 参考資料

(1) 設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ

(2) 設計変更に関する通達・通知等

- ◆「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」(昭和44年5月7日)
「「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の運用について」(平成10年6月30日)
- ◆「工事一時中止に伴う増加費用等の積算上の取り扱いについて」(平成28年3月14日)
- ◆「公共工事の発注における工事安全対策要綱」(平成4年7月1日)
- ◆「条件明示について」(平成14年3月28日)

(1) 設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ

運用の徹底を図るため特記仕様書に記載し、契約の一事項として扱うこととした。

変更基準の明確化



「設計変更ガイドラインの運用徹底
(特記仕様書に明記 (義務化))

土木工事特記仕様書
〇〇条

設計変更等については、契約書第19条から第25条及び土木工事共通仕様書共通編1-1-1-13から1-1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン平成31年4月(八千代市)」によることとする。

(2) 設計変更に関する通達・通知等

(国からの通達・通知類)

◆「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」

(昭和44年5月7日)

「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の運用について」

(平成10年6月30日)

◆「工事一時中止に伴う増加費用等の積算上の取り扱いについて」

(平成28年3月14日)

◆「公共工事の発注における工事安全対策要綱」

(平成4年7月1日)

◆「条件明示について」(平成14年3月28日)

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて（通知）

昭和44年5月7日 建関契第289号
局長から各部課（室）長、各事務所長あて

標記について、建設大臣官房長から別紙写しのとおり通知があったので、今後これに準拠して処理されたい。
なお、昭和43年4月10日付けの企画室長名による事務連絡「請負工事変更設計の先行承認について」は昭和44年3月31日をもって廃止する。

（別紙）

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて（通知）

昭和44年3月31日 建設省東地厚発第31号の2
建設大臣官房長から地方建設局長あて

標記について、東北地方建設局長から別紙1のとおり照会があり、これに対して別紙2のとおり回答したので、今後これに準拠して処理することにつきとくに異議がないので了知するよう通知する。

（別紙1）

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて（照会）

昭和44年3月22日 東建契44第132号
東北地方建設局長から建設大臣官房長あて

標記について、別紙により実施してよろしいか照会する。

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて

（目 的）

1. この取扱いは、設計変更に伴う契約変更の取扱いに関し必要な事項を定めることにより、契約に関する事務の簡素化と合理化を図るとともに、請負代金の支払を迅速にする等請負契約の双務性の維持等に資することを目的とする。

（定 義）

2. この取扱いにおいて、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（一）設計変更

工事請負標準契約書第15条及び第16条の規定により図面又は仕様書（土木工事にあつては、金額を記載しない設計書を含む。以下同じ。）を変更することとなる場合において、契約変更の手続の前に当該変更の内容をあらかじめ請負者に指示することをいう。

（二）単価、工事量又は一式工事費の変更

設計変更に伴い工事費内訳明細書（以下「内訳書」という。）の設計変更に係る工事の単価、工事量又は一式工事費を増減することとなる場合をいう。

（注）単価の変更とは、工事現場の実態によりコンクリート側溝の壁厚を変更したため単価に変更があるようなものをいい、工事量の変更とは、工事現場の実態により単価の変更を生ずることなく工事量を増減する

ことをいい、一式工事費の変更とは、数量を一式として表示した工事（以下「一式工事」という。）のうち請負者に設計条件又は施工方法を明示したものにつき、工事現場の実態により当該設計条件又は施工方法を変更し、その結果当該工事費に増減を生ずることをいう。

三 新工種

設計変更に伴い、内訳書に設計変更に係る工事に対応する工種がないため、当該工事の種別、細別等（管轄工事（事業費をもってする管轄工事を除く。以下同じ。）にあつては、科目、細目等）を新たに追加することとなる場合における当該工事をいう。

（契約変更の範囲）

3. 設計表示単位に満たない設計変更は、契約変更の対象としないものとする。

（注）工事量の設計表示単位は、別に定める設計積算に関する基準において工事の内容、規模等に応じ適正に定めるものとする。

4. 一式工事については、請負者に図面、仕様書又は現場説明において設計条件又は施工方法を明示したものにつき、当該設計条件又は施工方法を変更した場合のほか、原則として、契約変更の対象としないものとする。

5. 変更見込金額が請負代金額の30%をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。

（土木工事に係る設計変更の手続）

6. 土木工事に係る設計変更は、その必要が生じた都度、総括監督員がその変更の内容を掌握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認したうえ、文書により、主任監督員を通じて行なうものとする。ただし、変更の内容が極めて軽微なものは、主任監督員が行なうことができるものとする。

7. 前項の場合において、当該設計変更の内容が次の各号の一に該当するものであるときは、あらかじめ契約担当官等の承認を受けるものとする。

一 変更見込金額が請負代金額の20%（概算数量発注に係る設計変更にあつては請負代金額の25%）又は4,000万円をこえるもの

二 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

（管轄工事に係る設計変更の手続）

8. 管轄工事に係る設計変更は、原則としてその必要が生じた都度、当該設計変更の内容に関する契約担当官等の指示又は承認に基づき、総括監督員が文書により行なうものとする。

（設計変更に伴う契約変更の手続）

9. 設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度遅滞なく行なうものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（国庫債務負担行為に基づく工事にあつては、各会計年度の末及び工期の末）に行なうことをもって足りるものとする。

（注）軽微な設計変更に伴うものとは、次に掲げるもの以外のものをいう。

イ 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの

ロ 新工種に係るもの又は単価若しくは一式工事費の変更が予定されるもので、それぞれの変更見込金額又はこれらの変更見込金額の合計額が請負代金額の20%（概算数量発注に係る設計変更にあつては請負代金額の25%）をこえるもの

（部分払）

10. 部分払は、既済部分検査の時期における内訳書により出来高を確認し、請負代金額を限度として行なうものとする。この場合において、工事量の変更が予定されるものは当該変更工事量を対象とし、単価又は一式工事費に変更が予定されるもののうち変更増となるものは元の単価又は一式工事費によりそれぞれ出来高を確認するもの

建設省厚契発第 30号

建設省技調発第145号

平成10年 6 月 30 日

とし、変更減となるものが予定されるもの及び新工種に係るものは出来高の対象としないものとする。

(入札者又は契約の相手方に対する説明)

11. 契約担当官等は、工事を指名競争に付そうとする場合の入札者又は随意契約によろうとする場合の契約の方に対し契約条項を示す際には、現場説明により、この取扱いに定める事項のほか、設計変更に関し必要な事を了知させておくものとする。

(この取扱いの実施時期)

12. この取扱いは、昭和44年4月1日以降に工事請負契約を締結するものから実施するものとする。

(別紙2)

設計変更に伴う契約変更の取扱いについて (回答)

昭和44年3月31日 建設省東地厚発第
建設大臣官房長から東北地方建設局長

昭和44年3月22日付け東建契44第132号をもって照会のあった標記について、下記のとおり回答する。

記

工事を発注するにあたっては、事前の計画及び調査を慎重に行ない、工期中みだりに設計変更の必要が生じないように措置されたい。

なお、工事には、その性格上不確定な条件を前提に設計図書を作成せざるを得ない制約があり、このため予得ない設計変更が発生するものと認められるので、このような原因による設計変更に伴う契約変更については分の間、照会のとおり処理することについてはやむを得ないものと了承する。ただし、照会の9の取扱いに特徴的な設計変更に伴うものであっても、出来高認定の留保期間が長期に亘るため部分払にあたり請負者に著しい不利になると認められるものがあるときは、出来高認定の留保期間が長期に亘らないよう当該設計変更に伴う変更の手続をとることとされたい。

(注) 7の一及び9の(注)口を変更。

(昭和62年6月29日 建設省東地厚発第38号
昭和62年7月6日 建関契第520号)

関東地方建設局企画部長 殿

建設大臣官房地方厚生課長



建設大臣官房技術調査室長



「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」の運用について

設計変更に伴う契約変更の取扱いについては、昭和44年3月31日付け建設省東地厚発第31号又は第31号の2により回答又は通知しているところであるが、その運用に当たっては、下記事項に十分留意の上、措置されたい。

記

「変更見込金額が請負代金額の30%をこえる工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。」としているが、ここでいう変更見込金額は変更累計金額とし、請負代金額は当初請負代金額として運用することとしている。

工事の一時中止に伴う増加費用等の積算方法

国 官 技 第 3 4 6 号
平 成 2 8 年 3 月 1 4 日

各 地 方 整 備 局 長 殿
北 海 道 開 発 局 長 殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所 長 殿

国土交通省大臣官房技術審議官

工事の一時中止に伴う増加費用等の積算方法について

請負工事を一時中止した場合の増加費用等の積算方法について、別紙のとおり定め、平成28年4月1日より実施することとしたので通知する。

下記の通知は、平成28年3月31日をもって廃止する。

- (1) 昭和57年3月29日付建設省官技発第116号
最終改正 平成元年2月8日付建設省技調発第57号
「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算上の取扱について」
- (2) 平成4年3月19日付建設省技調第80号
最終改正 平成26年3月14国官技第277号
「工事の一時中止に伴う増加費用等の積算について」

記

- この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 現場搬入済の材料、機械等……一時中止（以下「中止」という。）以前に工事現場に到着又は搬送手配済の材料、機械等
 - 期間要素を考慮して計上されている材料、機械等……一時中止指示時点（以下「中止時点」という。）における当該工事の設計書（以下「元設計」という。）において、供用されている期間の長さによって積算額が変わるものとして、取扱われている材料、機械等
- 対象工事
発注者が、工事請負契約書第20条第3項の負担額又は賠償額（以下これら一括して「増加費用」という。）を負担する工事は、予測し難い理由により、施工途上にある工事を中止したために、増加費用が生じたものとする。
- 中止時における指示
発注者は、工事を中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。
- 基本計画書
 - 受注者は、工事を中止した場合においては、次項に定めるところにより中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し協議する。
 - 基本計画書においては、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本事項を明らかにするものとする。
 - 中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとし、受注者は、基本計画書においてこの旨を明らかにするものとする。
 - 基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。
- 工期短縮計画書
 - 発注者は中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。
 - 受注者は、発注者からの協議に基づき、工期短縮を行う場合はその方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。
 - 協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。
- 請負代金額または工期の変更
工事を中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。

7. 中止に伴う増加費用

- 増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量などを受発注者協議して行うものとする。
- 増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算するものとし、再開以降の工事にかかる増加費用については、従来どおり設計変更を行うものとする。
- 中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更を行うものとする。

8. 増加費用の考え方

- 本工事施工中に中止した場合の費用
増加費用等の適用は、発注者が工事の中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。
増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用、工期短縮を行った場合の費用とする。
 - 工事現場の維持に要する費用
工事現場の維持に要する費用とは、中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員（専門職種を含む。以下同じ。）を保持するために必要とされる費用等とする。
 - 工事体制の縮小に要する費用
工事体制の縮小に要する費用とは、中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等とする。
 - 工事の再開準備に要する費用
工事の再開準備に要する費用とは、工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等とする。
 - 中止により工期延期となる場合の費用
中止により工期延期となる場合の費用とは、工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等とする。
 - 工期短縮を行った場合の費用
工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は増加費用を見込まないものとする。
- 契約後準備工着手前に中止した場合
 - 契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。
 - 発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の中止を受注者に通知する。
 - 一時中止に伴う増加費用は計上しない
- 準備工期間に中止した場合の費用
 - 準備工期間とは、契約締結後で現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。
 - 発注者は、上記の期間中に、本体工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の中止を受注者に通知する。
 - 増加費用は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定されるので、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。

9. 増加費用の設計書における取扱い

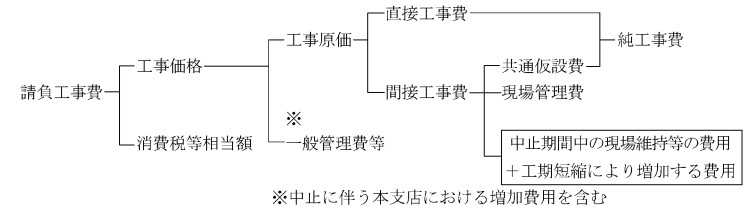
増加費用は、中止した工事の設計書の中に「中止期間中の現場維持等の費用」として、原契約の請負工事費とは別に計上するものとする。ただし、設計書の上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費とみなすものとする。

10. 増加費用の事務処理上の取扱い

- 増加費用は、原契約と同一の予算費目をもって、設計変更の例にならない、更改契約するものとする。
- 増加費用は、受注者の請求があった場合に負担するものとする。
- 増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して、行うものとする。

11. 増加費用等の構成

中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手後を対象に算定することとし、算定方法は以下のとおりとする。ただし、中止期間3ヶ月以内は標準積算により算定し、中止期間が3ヶ月を超える場合、道路維持工事又は河川維持工事のうち経常的な工事である場合など、標準積算によりがたい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議を行い増加費用を算定する。

12. 中止期間中の現場維持等に要する費用

- 標準積算により算定する場合、中止期間中の現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とする。
 - 積上げ項目
積上げ計上する項目は、直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における材料費、労務費、水道光熱電力等料金、機械経費で現場維持等に要する費用であり、下記の内容とする。
 - 直接工事費に計上された材料（期間要素を考慮した材料）及び仮設費に計上された仮設材等の中止期間中に係る損料額及び補修費用
 - 直接工事費、仮設費及び事業損失防止施設費における項目で現場維持等に要する費用
 - 率で計上する項目
中止に伴い増加する費用の内、現場経費で算定する内容は下記のとおりとする。
 - 運搬費の増加費用
現場搬入済みの建設機械の工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用及び大型機械類等の現場内小運搬
 - 安全費の増加費用
工事現場の維持に要する費用
（保安施設、保安要員の費用及び火薬庫、火工品庫の保安管理に要する費用）
 - 役務費の増加費用
仮設費に係る土地の借り上げ等に要する費用、電力及び用水等の基本料金
 - 営繕費の増加費用
現場事務所、労務者宿舎、監督員詰所及び火薬庫等の営繕損料に要する費用
 - 現場管理費の増加費用
現場維持のために現場へ常駐する社員等従業員給料手当及び労務管理費等に要する費用

(2) 中止に伴う現場維持等に要する費用の算定は、以下の式により算出する。

G = d g × J + α

ただし、

G：中止期間中の現場維持等の費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）

d g：中止に係る現場経費率（% 小数点第4位四捨五入3位止め）

J：対象額（中止時点の契約上の純工事費）（単位 円 1,000円未満切り捨て）

α：積上げ費用（単位 円 1,000円未満切り捨て）

1) 中止に伴い増加する現場経費率

d g = A { (J / (a × J^b + N))^B - (J / (a × J^b))^B } + (N × R × 100) / J

ただし、

d g：中止に伴い増加する現場経費率（% 小数点第4位四捨五入3位止め）

J：対象額（中止時点の契約上の純工事費）（単位 円 1,000円未満切り捨て）

N：中止日数（日）

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延期日数

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

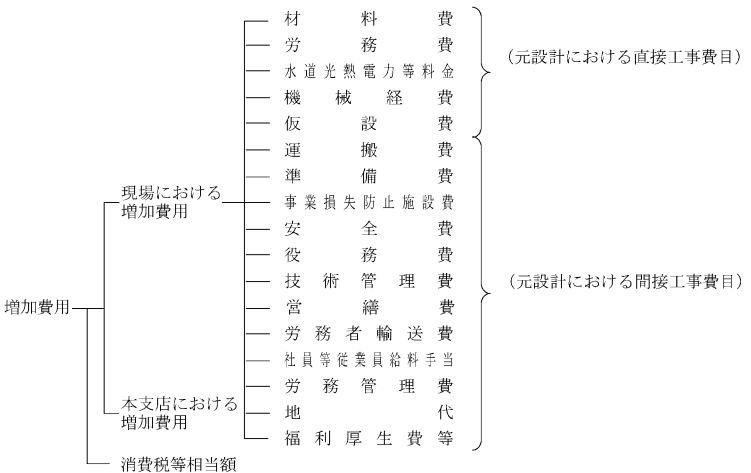
A、B、a、b：工種ごとに決まる係数（別表－1）

別表－1

工 種 区 分	係 数 A			係 数 B	係 数 a	係 数 b
	地方部 (一般交通等 の影響なし)	地方部 (一般交通等 影響あり) 山間僻地 離島	市街地 (D I D地区・ 準ずる地区)			
河 川 工 事	739.2	781.0	807.6	－0.2636	0.3687	0.3311
河川・道路構造物工事	180.4	190.6	197.2	－0.1562	0.8251	0.3075
海 岸 工 事	105.5	111.4	115.2	－0.1120	1.6285	0.2498
道 路 改 良 工 事	339.5	358.7	370.9	－0.1935	0.4461	0.3348
鋼 橋 架 設 工 事	550.3	581.5	601.3	－0.2612	0.0717	0.4607
P C 橋 工 事	476.3	503.2	520.4	－0.2330	0.8742	0.3058
橋 梁 保 全 工 事	180.4	190.6	197.2	－0.1562	0.8251	0.3075
舗 装 工 事	453.4	479.0	495.4	－0.2108	0.0761	0.4226
共 同 溝 等 工 事	(1)	209.6	221.5	－0.1448	0.1529	0.4058
	(2)	154.8	163.6	－0.1153	0.3726	0.3559
ト ン ネ ル 工 事	293.8	310.3	321.0	－0.1718	0.0973	0.4252
砂防・地すべり等工事	151.0	159.5	164.9	－0.1379	0.4267	0.3357
道 路 維 持 工 事	96.0	101.4	104.9	－0.0926	0.1699	0.3933
河 川 維 持 工 事	439.2	464.0	479.9	－0.2138	0.0144	0.5544
下 水 道 工 事	(1)	437.5	462.4	－0.2054	0.0812	0.4356
	(2)	135.2	142.9	－0.1089	0.2598	0.3771
	(3)	106.4	112.6	－0.1078	0.5988	0.3258
公 園 工 事	244.3	258.1	267.0	－0.1733	0.2026	0.3740
コンクリートダム工事	351.8	371.8	384.5	－0.1793	11.6225	0.1998
フ ィ ル ダ ム 工 事	508.1	536.9	555.1	－0.2055	0.0617	0.4440
電 線 共 同 溝 工 事	256.9	271.4	280.8	－0.1615	8.1264	0.1740

13. 増加費用の構成費目

増加費用の構成費目は、次のとおりとする。



14. 増加費用の費目と内容

増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

(1) 現場における増加費用

イ 材料費

① 材料の保管費用

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び出入庫手数料

② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費

工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費

③ 直接工事費に計上された材料の損料等

元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用

ロ 労務費

① 工事現場の維持等に必要な労務費

中止後の労務費は、原則として計上しない。
ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用

② 他職種に転用した場合の労務費差額

工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用

ハ 水道光熱電力等料金

工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により中止期間中稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用

ニ 機械経費

① 工事現場に存置する機械の費用

現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用

④ 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て、解体費、管理費を含む。）

⑤ 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用

ホ 仮設費

① 仮設諸機材の損料

現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用

② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）

③ 工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用

ヘ 運搬費

① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

中止時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用

② 大型機械類等の現場内運搬

元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用

ト 準備費

別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のための諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用

チ 事業損失防止施設費

仮設費に準じて積算した費用

リ 安全費

① 既存の安全設備に係る費用

中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用

② 新たな工事現場の維持等に要する安全費

元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）

ヌ 役務費

① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用

② 電力水道等の基本料

元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備に係る中止期間中の基本料

ル 技術管理費

原則として増加費用は計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用

ヲ 営繕費

中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工

事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用

ワ 労務者輸送費

元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用

カ 社員等従業員給料手当

中止期間中等の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた次の費用

- ① 元請・下請会社の現場常駐の従業員（機械、電気設備の保安に係るものを含む。）に支給する給料手当の費用
- ② 中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用
- ③ 工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用
- ④ 工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用

コ 労務管理費

- ① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直庸又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが賃金台帳等で確認できるような者（以下「専従的労務者」という。）（通勤者も含む。）とする。

- ② 解雇・休業手当を払う場合の費用

受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用

タ 地代

現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用

レ 福利厚生費等

現場管理費の内、現場従業員に係る退職金・法定福利費・福利厚生費・通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用

- (2) 本支店における増加費用

中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用

- (3) 消費税相当額

現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用

公共工事の発注における工事安全対策要綱

公共工事における施工の安全確保については、従来より、設計、積算、工期設定、施工条件の明示及び設計変更等において配慮してきたところである。また、「建設工事の安全対策（平成4年3月2日付け建設省技調発第54号）」等諸通達により、工事の安全対策の徹底を図ってきたが、今般、第123回国会における労働安全衛生法の改正等に鑑み、今後さらに土木工事の安全対策について一層の充実を図るため、事業の執行にあたり留意すべき事項について下記のとおりとりまとめたので通達する。

記

1. 発注にあたっての安全施工への配慮

- (1) 熟練労働者の通年確保を図り、施工の安全性の向上に資するため、国庫債務負担行為を活用するなどして、工事の平準化に努めること。
- (2) 指名業者の選定にあたっては、工事の安全成績にも留意することとし、工事内容に応じた施工技術力を有する請負業者を選定すること。
- (3) 発注の準備は計画的に行い、積算にあたっては必要な工期を確保できるよう配慮すること。用地買収等の遅れにより年度内の完成が不可能となる恐れがある場合は、適切に翌債の手続をとること。また、工事中に施工条件の変化等により、工期が年度末を越える恐れがある場合は、適切に繰越の手続をとること。

2. 設計段階における安全施工への配慮

- (1) 建設工事は、通常屋外で実施されるため、気候、地形、地質等の自然的条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から施工方法、施工時間等が制約を受けやすい。これらの要因によって、工事現場ごとに仮設工、施工方法等が異なることから、現場の施工条件を十分調査すること。
- (2) 工事の施工方法は、工事目的物及び仮設物等により大きく左右されることが多いため、設計段階において施工の安全性に配慮した施工方法を検討すること。

- (3) 工事の安全確保を図るため、詳細設計時に施工に係る項目に関して、その内容を十分に精査すること。特に安全な施工に配慮が必要な工事については、設計時における設計審査制度を活用し内容の充実を図ること。この場合、必要に応じて経験豊富な技術者等の助言を受けて、審査内容の充実を図ること。

- (4) 積算の前段となる施工計画の策定にあたっては、関係法令、各種技術指針及び要綱等に基づいて実施すること。

また、安全性に配慮した施工計画を立案するためには、特に以下の点に留意すること。

イ. 施工方法

現場状況、周辺地域の状況など、現場条件に適した施工方法、建設機械を選定すること。この場合、安全確保、公害防止等に十分留意すること。

ロ. 仮設計画

仮設道路、仮締切、土留工、機械設備等の仮設の計画に際しては、現地の施工条件、施工方法等に応じた適切なものとする。特に、施工中の安全性は、仮設の適否に左右されることが多いため、現場条件にふさわしい仮設計画となるよう十分に配慮すること。

3. 適正な積算の実施

- (1) 工事の安全かつ円滑な施工を確保するためには、発注者の行う積算において必要な経費が計上されていることが不可欠である。安全を確保するための経費は直接工事費、共通仮設費の安全費、仮設費及び現場管理費に含まれるので、これらの各費用について、適切に計上すること。
- (2) 積み上げ計上を行うものは、現場の施工条件を考慮しつつ、必要な事項を特記仕様書等に条件明示を行い、必要な経費を適切に計上するよう十分に注意を払うこと。
特に、直接工事費に計上する足場工、支保工等は、作業条件に密接に関係することから、適切な計上に一層努めること。なお、共通仮設費のうち交通整理員、機械の誘導員等人員の配置に要する費用は、個別に計上する方式となっており、共通仮設費率には含まれていないので十分留意すること。
- (3) 積み上げ計上を行う際には、歩掛り、機械損料、労務単価等について最新の基準等を用いるとともに、価格については、市場の需給情勢に応じて月毎等の短い期間に価格が変動する場合があることを考慮し、発注時の実勢価格が十分反映されたものとする。

4. 適切な工期の設定

- (1) 適正に工期を設定するため、工事の内容、現場の施工条件等に応じた作業日数及び準備・後片付けに要する日数を算定するとともに、建設労働者の健康保持、災害防止の観点から、休日日数及び降雨等による作業不能日数を加え設定すること。同種の内容・同規模の工事であっても施工条件、施工時期等によって必要な工期が異なることに注意すること。
- (2) 工期を設定する際には、休日日数として、日曜・祝祭日、夏期休暇及び年末・年始休暇の

ほか、平成4年度よりは、作業期間内の全土曜日を見込むこととしたところであるので注意すること。また、降水（降雨・降雪）等による作業不能日数についても、特記仕様書等に明示すること。

- (3) 発注に際しては、建設労働者の確保、建設資材の需要の動向等に配慮し、事前に計画的に準備を行うための期間として4か月を越えない範囲内で余裕期間を適切に見込むこと。特に、需給が逼迫している資材を使用する場合等においては、この制度の積極的な活用を図ること。
- (4) 工事契約後に、他の関係機関との協議、地元との協議等に時間を要し、工事着手が遅れる恐れがある場合は、協議の成立見込み時期等を施工条件として明示するとともに、これらの条件に変更が必要があると認められる時は、設計変更により工期を変更すること。

5. 適正な仮設工及び施工方法の選定

- (1) 工事の発注にあたって、次に示すような施工条件の仮設工については、設計図書において指定仮設とすること。
 - イ、河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合
 - ロ、仮設構造物を一般交通に供する場合
 - ハ、特許工法又は特殊工法を採用する場合
 - ニ、関係官公署等との協議等により制約条件のある場合
 - ホ、その他、第三者に特に配慮する必要がある場合
- (2) 仮設工、施工方法を指定する場合には、事前に現地の調査を十分にを行い、設計審査制度、経験豊富な技術者等の助言を活用するなどして指定内容を十分検討し、関係法令、関係技術基準・指針等に沿った施工の安全性に配慮した適切な内容とすること。

6. 設計図書における施工条件の明示

- (1) 工事の発注にあたっては、事前に現場の施工条件を十分調査し、その内容を積算に反映させるとともに、必要な事項を設計図書に明示すること。
- (2) 施工の安全性に配慮し、次に示す場合に関しては、施工条件の明示を行うよう留意すること。
 - イ、現道交通を確保しながらの施工、または、工事現場に交通整理員等を配置する必要がある場合
 - ロ、供用中の道路上の工事において、道路交通に対する安全確保の観点から関係機関と協議の上、通行規制を行う必要がある場合
 - ハ、工事現場に地下埋設物がある場合や鉄道、送電線等に近接して施工する場合で、工法、作業時間、安全対策措置等について管理者と協議する必要がある場合
 - ニ、土砂や岩の掘削、工事の振動等による落石、雪崩、土砂崩落等に備えて、防護施設を設置する必要がある場合
 - ホ、その他、工事施工の安全確保のため特に施工条件の明示が必要な場合
- (3) 施工条件明示の方法としては、図面、特記仕様書等に明記すること。

7. 施工条件の変化への適切な対応

- (1) 施工途中において予期せざる事態が発生した場合には、工事請負契約書の約定に基づき適切に設計変更を行うものとする。なお、安全施工に関する注意事項として、下記の事項について現場説明において入札参加者に徹底すること。
 - イ、気象状況等に関して常時十分な注意を払うこと。
 - ロ、作業時に危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させること。
 - ハ、異常箇所の点検・原因の調査等は、二次災害防止のための応急措置を行った後、十分注意して行うこと。
- (2) 施工途中において予期せざる事態が発生し、必要が認められる場合においては、速やかに工事一時中止の措置を講ずること。また、工事の一時中止を行った場合は、工期及び費用について適切に処置すること。

8. 請負業者の施工体制及び作業員の安全訓練の充実への配慮

- (1) 土木工事の実施に際し、施工の安全確保を図るためには、現場における安全管理の向上を図ることが重要である。このことから、特に公衆災害の防止対策が必要な工事等については、請負業者に対して、施工体制台帳の整備等を図ることにより、安全施工体制の充実を指導すること。
- (2) 作業の安全確保を図るためには、直接作業に携わる作業員が安全に対する理解を深めることが重要であるため、請負業者に対して、個々の工事現場の作業内容に応じた安全・訓練活動をとらして作業員の安全意識の高揚を図ることを指導すること。
- (3) 積算基準においては、労働安全衛生法等に基づく安全活動の実施とともに、個々の工事において工事着手後、原則として作業員全員の参加により月当たり半日以上時間を割当て、定期的に安全に関する研修・訓練等の実施に必要な経費を見込んでいるので、適正に実施されるよう請負業者を指導すること。
- (4) (3)の安全に関する研修・訓練等としては下記の項目が考えられるので、この点を十分考慮し、適切に請負業者を指導すること。
 - イ、安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ロ、工事内容等の周知徹底
 - ハ、土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - ニ、工事における災害対策訓練
 - ホ、工事現場で予想される事故対策
 - ヘ、その他、安全に関する訓練等として必要な事項
- (5) 訓練等の実施状況については、ビデオ等又は工事情報（工事月報）等により、適切に実施されたかを確認すること。

現場において、作業員の安全な作業実施に資するため、作業員が健康な身体と精神を保持できるよう現場事務所、作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に配慮する。このことから、工事の発注にあたっては、工事内容に応じて作業環境への措置を特記仕様書等において明示するとともに、そのための経費を積算を計上すること。

10. 建設現場における連絡体制の充実

- (1) 工事を複数の工区に分けて発注する場合は、工事目的物及び仮設物等の機能に影響を及ぼさず、かつ施工上工区間の相互に関係する部分が少なく、工程等の調整が容易に行えるように配慮した工区とすること。
- (2) 複数の工事が相互に関連する建設現場において、各工事を安全かつ円滑に実施するため、発注者と請負業者、及び請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整の体制を整備すること。
- (3) 連絡調整の体制を整備する対象工事は、次の工事とする。
 - イ、事業間の調整（河川と道路等）を必要とする工事
 - ロ、複数の請負業者が同一地域で工事を行う場合
 - ハ、土木工事と機械設備工事等、同時施工となる場合
 - ニ、その他仮設道路等を共用する等の工程調整を必要とする工事

11. 工事の安全対策に向けた活動の実施

- (1) 工事において発生した事故について、事故に至るメカニズム、原因を技術的に調査、分析し、必要な措置を講じることにより、類似工事における事故の再発を防止するため、事故調査に関する組織の整備を図ること。さらに、これらの調査・分析結果のデータベース化を図り、これをもとに工事の設計、積算、施工方法に係る安全対策の充実を図ること。
- (2) 安全施工のための各種施工要領等の策定など一層の充実を図り、毎年施工技術等の変遷に対応するための見直しが必要かどうかの検討を行うこと。
- (3) 安全施工技術の開発とその普及促進を図るため、新技術開発に努めること。また、民間などにおいて開発された新技術を容易に事業に反映できるよう、技術活用パイロット事業等の制度を積極的に活用すること。
- (4) 工事の安全に関する意識の向上を図るため、労働省等関係官庁、施工業者等との間で安全協議会、安全パトロール等の安全施工に関する活動を実施すること。安全活動を効果的に進めるため外部の組織の活用を図ること。また、この際には労働災害防止関係団体などの活用も考慮すること。
- (5) 工事に対する地域住民の理解と協力が得られるよう、説明会の開催などの広報活動を積極的に推進すること。

各地方整備局企画部長
北海道開発局事業振興部長 }あて

国土交通省大臣官房技術調査課長

条件明示について

国土交通省直轄の土木工事を請負施工に付する場合における工事の設計図書に明示すべき施工条件について、「建設省技調発第 24 号」(平成3年1月 25 日付け)に補足追加し、明示項目及び明示事項(案)をとりまとめたので参考にされたく通知する。

なお、「条件明示について」(平成3年1月 25 日)建設省技調発第 24 号は廃止する。

記

1. 目 的

「対象工事」を施工するにあたって、制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって、工事の円滑な執行に資することを目的とする。

2. 対象工事

平成14年4月1日以降に入札する国土交通省直轄の土木工事とする。

3. 明示項目及び明示事項(案)

別 紙

4. 明示方法

施工条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示するものとする。また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書の関連する条項に基づき、適切に対応するものとする。

5. その他

- (1) 明示されない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき甲・乙協議できるものであること。
- (2) 現場説明時の質問回答のうち、施工条件に関するものは、質問回答書により、文書化すること。
- (3) 施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に対応すること。なお、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。

別紙

明示項目及び明示事項(案)

明示項目	明 示 事 項
工 程 関 係	1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用 地 関 係	1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公 害 関 係	1. 工事に伴う公害防止(騒音、振動、粉塵、排出ガス等)のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容(処理施設、処理条件等) 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容

明示項目	明 示 事 項
安全対策関係	4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工 事 用 道 路 関 係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置(存置又は撤去) (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮 設 備 関 係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建 設 副 産 物 物 関 係	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工 事 支 障 物 件 等	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
そ の 他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等

明示項目	明 示 事 項
そ の 他	3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

別添. 違算防止のための留意事項

組織としてのチェック機能の欠如が違算を産む原因となっているため、チェック体制を整え、継続的に違算防止に取り組む必要がある。

～積算チェックの心構え～

◆ 新土木工事積算システムは入力ミスをしていてもデータは出てくる
(入力後に必ず確認が必要です)

- 単価や数量の入力ミスがあってもデータは出てくる。
- 決裁前にもう一度入力チェックを。

◆ 入力単位は積算基準のとおり
(間違えやすい事例を紹介)

- 単位の取り違いによるもの。
 - ・ 舗装の厚さの入力はmm単位。cm単位ではない。
 - ・ 基礎砕石工、基礎栗石工の厚さはm単位。cm単位ではない。
 - ・ 基礎栗石工の施工単位は m^2 。栗石のボリューム m^3 と間違わないように。
 - ・ 均しコンクリートの施工単位は m^2 。コンクリートのボリューム m^3 と間違わないように。
 - ・ 舗装版破碎工の施工単位は m^2 。破碎ボリューム m^3 と間違わないように。
 - ・ コンクリート基礎の施工単位はm。コンクリートのボリューム m^3 と間違わないように。
 - ・ 区画線設置はm当たり単価。区画線消去は消去面積を幅15cm換算したm当たり単価。
 - ・ 仮設材質料について、鋼矢板・H鋼は日(t)当たり賃料、覆工板は月(m^2)当たり賃料。

○ 基準書の適用の取り違いによるもの。

- ・コンクリート工における構造物の分類によって単価が変わる。
⇒無筋構造物(比較的単純な鉄筋を有する構造物等)と小型構造物(標識基礎等)等使い分けが必要。
- ・コンクリート工における日打設量や構造物の高さによってコンクリートの打設方法が変わる。
⇒小型構造物の場合、打設高が2m以内であれば人力打設。
- ・夜間施工は割増率が必要。
- ・土量の配分計画を立てる場合は、土量変化率を用いて計算すること。
- ・工場製作工の工場管理費の対象額を間違わないように。
⇒材料費は対象にならない。
- ・植栽の剪定は夏季と冬季で歩掛かりが異なる。
- ・市場単価は製品単価から施工単価まで含んだ価格になっている。
⇒これに施工手間をみたら二重計上。

○ その他間違いやすいもの。

- ・単純な入力ミスがないように。
⇒そのままお金が計算されてしまいます。
- ・積算過程で入力したダミー単価を、正式な単価へ修正入力し忘れないように。
- ・材料単価の設定根拠を確認しているか。
- ・現地の監督等十分連絡をとり、現地の出来高と設計数量が異ならないように。
- ・現場工事を伴わない二次製品だけの工事発注は×。

◆組織の各段階でチェック

- 特に経験の少ない職員については、所内や課内でフォローアップ（研修や積算担当者同士で質問・確認の仕合）を。
- 自分自身で積算チェックは行っていたが、思いこみからミスを見抜けなかった事例もある。
⇒複数の目（積算担当者同士または上司）でチェックする組織体制が必要。
- 同僚と情報・意見交換して、いろいろな角度でしてみる。

◆常識的な単価かどうか、マクロ的にチェックする

- 原単価表などを参考にチェックする。

◆同じ内容の設計書を作るときは、最初の設計書は特に注意

- 最初が間違えると、続く多くの設計書も間違える可能性が高い。
⇒同じ内容の工事の設計書でも、違う角度からチェックして利用する。

◆単位当たりの金額が小さくても、数量の大きいものは特に注意

- 塵も積もれば山となる。

参考・引用資料等

- 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡協議会「発注関係事務の運用に関する指針」
- 国土交通省関東地方整備局「工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）」
- 八千代市「八千代市土木工事共通仕様書」
- 千葉県県土整備部「工事一時中止に係るガイドライン」
- 千葉県県土整備部「設計照査ガイドライン」
- 千葉県県土整備部「土木工事条件明示の手引き（案）」